

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

同族会社特有の課税上の規制

Q: 同族会社という言葉を目にしますが、同族会社というのは、税法上扱いが異なることがあるのでしょうか。

A: 同族会社には、一定の規制があります。

【解説】

同族会社には、その性質上、通常の会社では予想されないような不公平な取引や行為が行われることがありますので、次の特別規定が設けられ、課税所得又は税額の計算に当たり、一般の法人と異なる扱いをしています。

(1) 同族会社の特別税率の課税

一定の限度額を超えて会社に留保した所得については、特別の税率によって税金が加算されます。

(2) 同族会社の行為又は計算の否認

同族会社の行為や計算で、不当に法人税を少なくする結果となる場合には、税務署が更正や決定を行うことができます。

(3) 役員範囲の拡大

同族会社の使用人のうち、一定の要件に該当する者で、その会社の経営に従事しているものを役員として扱う、いわゆるみなし役員があります。

(4) 使用人兼務役員範囲の制限

同族会社の役員で一定の要件に該当するものは使用人兼務役員として扱わない規定を設けています。

(5) 役員の特典関係使用人の給与の損金不算入

役員と特典関係のある使用人に対する給与、退職金で、異常に高額とみなされた金額は、損金に算入されません。

